

## 各委員からの質問事項について

【 1 1 / 2 2 】

子育て・介護と仕事の両立のためには、「職住接近」の実現がとても重要だと思われます。しかし、このことは、現在のところほとんど個人レベルの努力に委ねられています。“まちづくり”の中で、また雇用者等がこのことにどのように取り組むことが可能か、すなわち政策的な支援の可能性についてお示しいただきたい。

寺尾委員 厚労省 p.1  
国交省 p.2～6

「漁家のおかみさん」が水産物加工や食堂経営などしておられるようですが、漁協や市町村を通じてアンケートをさせていただけないでしょうか。

原委員 農水省 p.7

林業についてもどのような形での女性の林業参画及び地域生活参画が進行しているのでしょうか。

原委員 農水省 p.8,9

(厚生労働省)

子育てと介護と仕事の両立のためには、職住接近の実現が重要と思われるが、現在はほとんど個人レベルの努力に委ねられている。まちづくりの中で、また、雇用者等がこのことにどのように取り組むことが可能か、政策的な支援の可能性について示されたい。

(答)

1. 職住接近の実現のためには、テレワーク(情報通信機器を活用して、働く者が時間と場所を自由に選択して働くことができる働き方)の活用が有効であると考えられる。厚生労働省においては、テレワークについて、シンポジウムの開催等による普及啓発事業を実施するとともに、テレワーク相談センターにおいてテレワークを導入しようとする企業等に対して専門家による相談・助言等を行っている。

また、在宅勤務が適切に導入・実施されるための労務管理のあり方を明確にしたガイドラインを平成15年度に策定し、事業主等に周知することにより、適切な労務管理の下での在宅勤務の推進を図っているところである。さらに、17年度においては、在宅勤務による健康面への影響等について調査を行い、その成果を広く浸透させることを考えている。

2. また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針において、企業等が一般事業主行動計画を策定するに当たり、実情に応じて盛り込むことが望ましい事項の一つとして、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮や、テレワークの導入を掲げているところである。

## 質問・要望事項（国土交通省）

【寺尾美子委員】（11月22日）

子育て・介護と仕事の両立のためには、「職住接近」の実現がとても重要だと思われます。しかし、このことは、現在のところほとんど個人レベルの努力に委ねられています。“まちづくり”の中で、また雇用者等がこのことにどのように取り組むことが可能か、すなわち政策的な支援の可能性についてお示しいただきたい。（同旨：厚生労働省）

国土交通省としては、子育てしやすい都心居住での職住近接の実現のため、次の施策を行っております。

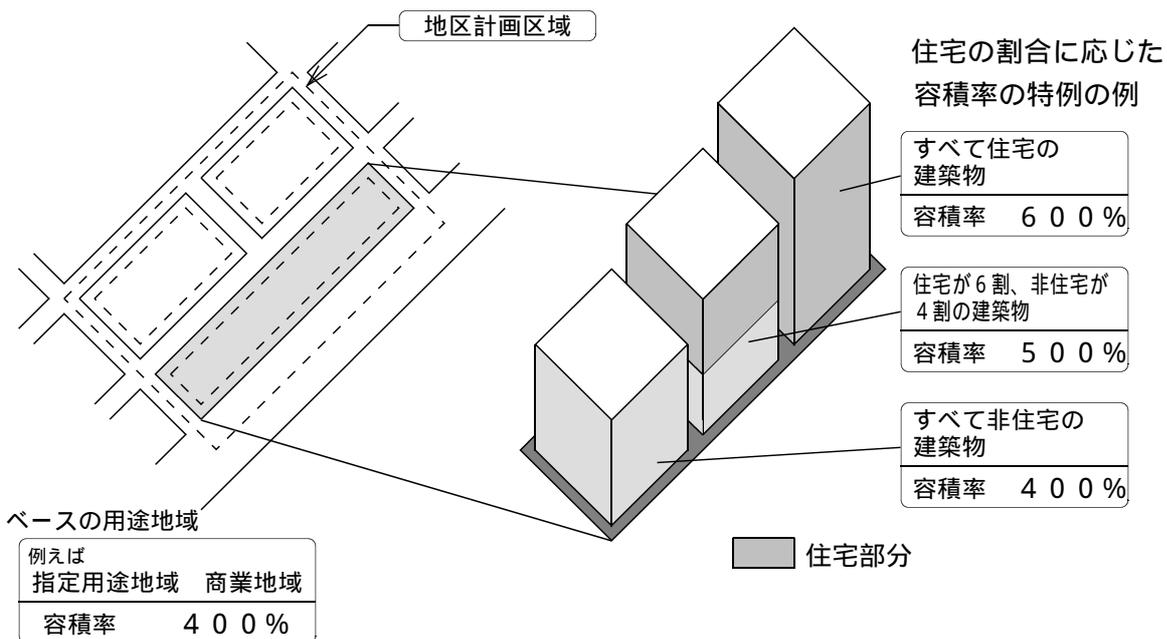
- ・ 都心周辺部等の住商併存地域 における住宅供給を促進するため、住宅を設けた場合に、容積率を緩和（用途別容積型地区計画制度）  
住商併存地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- ・ 大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備の総合的推進（住宅市街地総合整備事業等）
- ・ 都心の既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用の促進を図るため、補助や税制、建築基準法に基づく採光規定の合理化により支援

# 用途別容積型地区計画の概要（法68条の5の2）

## 1. 概要

都心周辺部等の住商併存地域における住宅供給を促進するため、住宅を設けた場合に、容積率を緩和する。

## 2. 制度のイメージ



## 3. 事例

### 代表例

名称	位置	面積	指定容積率	容積率の緩和限度	指定年月日
緑二・三丁目地区	東京都墨田区	18.9ha	300～600%	指定容積率×1.2	H4.7.13
日本橋問屋街地区	東京都中央区	74.9ha	400～800%	指定容積率×1.4 かつ1000%以下	H5.7.16
人形町・浜町河岸地区	東京都中央区	94.0ha	400～800%	指定容積率×1.4 かつ1000%以下	H5.7.16

# 住宅市街地総合整備事業

## 1. 目的

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

## 2. 事業の概要

### (1) 整備地区の要件

重点整備地区を一つ以上含む地区であること。

整備地区の面積が概ね 5 ha 以上（重点供給地域は概ね 2 ha 以上）であること。

原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）であること（耐震改修促進型にあっては住宅戸数密度が 30 戸/ha かつ住宅戸数が 300 戸以上）。

### (2) 重点整備地区の要件

重点整備地区の面積が概ね 1 ha 以上（重点供給地域は概ね 0.5ha 以上）であること。  
次のいずれかの要件に適合すること。

- a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね 1 ha 以上かつ面積 20% 以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）
- b. 沿道等整備型（三大都市圏の既成市街地等において、特定公共施設又は沿道整備対策としての緩衝建築物の整備等が行われること）
- c. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
- d. 耐震改修促進型（大規模地震による危険性が高い一定の地域であること）

### (3) 事業主体

地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社、民間事業者等

### (4) 補助内容

整備計画策定（整備計画、事業計画策定等）

市街地住宅等整備（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備、公開空地整備等）

居住環境形成施設整備（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）

建替促進（除却、調査設計計画、共同施設整備等）

耐震改修促進（耐震改修等）

防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）

公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）

都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）

公営住宅等整備（公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の整備等）

住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）

賃貸住宅供給促進のための税制	
(1) 所得税 法人税 (国税) 固定資産税 (市町村税)	<p><b>特定優良賃貸住宅建設促進税制</b>            特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づき建設・管理される特定優良賃貸住宅について軽減            割増償却 耐用年数35年以上 当初5年間 2.8割増償却( )            耐用年数35年未満 当初5年間 2.1割増償却( )            固定資産税の減額 120㎡相当部分について、当初5年間 2/5に減額  <b>適用要件</b>            (1) 床面積要件：50㎡以上125㎡以下            (2) 敷地面積要件：300㎡以上            (3) 構造要件：階数3階以上、耐火構造            (4) 建設費補助を受けたもの等            (5) 適用期限：平成18年3月31日までに新築、取得又は賃貸の用に供した場合( )</p> <p><b>高齢者向け優良賃貸住宅供給促進税制</b>            高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づき建設・管理される高齢者向け優良賃貸住宅について軽減            割増償却 耐用年数35年以上 当初5年間 5割増償却            耐用年数35年未満 当初5年間 3.6割増償却            固定資産税の減額 120㎡相当部分について、当初5年間 1/3に減額  <b>適用要件</b>            (1) 床面積要件：35㎡以上            (2) 建設費補助を受けたもの等            (3) 適用期限：            ・ については、平成18年3月31日までに取得又は賃貸の用に供した場合( )            ・ については、平成17年3月31日までに新築した場合</p> <p><b>再生賃貸住宅供給促進税制</b>            既存建築ストックを活用してファミリー向け又は高齢者向けの優良な賃貸住宅として再生し、供給する場合の改良工事費について特別償却            ・ 特別償却 改良工事費の1割  <b>適用要件</b>            (建築ストック活用型再生賃貸住宅に対する補助を受けている場合)            (1) 床面積要件：50㎡以上125㎡以下            (2) 敷地面積要件：300㎡以上            (3) 構造要件：階数3階以上、耐火構造            (4) 一定の地区要件有り            (5) 適用期限：平成17年3月31日までに取得又は賃貸の用に供した場合            (高優賃(改良型)に対する補助を受けている場合)            (1) 床面積要件：35㎡以上            (2) 適用期限：平成17年3月31日までに取得又は賃貸の用に供した場合</p>
(2) 相続税 (国税)	納税猶予中の特定市街化区域農地に係る転用特例 平成3年1月1日から平成3年12月31日までの相続により既に納税猶予を受けている三大都市圏の特定市の市街化区域農地を、平成16年4月1日から平成19年3月31日までに、一定の賃貸住宅用地に転用しても、猶予を継続( )
(3) 消費税 地方消費税 (国税・地方税)	住宅の貸付けに係る賃料についての非課税 賃貸住宅の賃料について非課税

(注) を付した部分は、平成16年度税制改正により改正されたもの。

# 採光規定の合理化の概要について

次の全ての条件を満たす建築物の開口部について、採光に有効な部分の面積の算定方法を新たに定める。

「商業地域・近隣商業地域」の住宅の居室に設けるものであること

外壁の開口部を有する居室（同一住宅内のものに限る。）と区画する壁に設けられるものであること

の外壁の開口部の面積は、外壁の開口部ごとの面積に補正係数を乗じたものの合計が、外壁の開口部を有する居室と他の居室との床面積の合計に  $1 / 7$  を乗じた面積以上であること

（算定方法）

当該開口部の面積を採光に有効な開口面積とする。

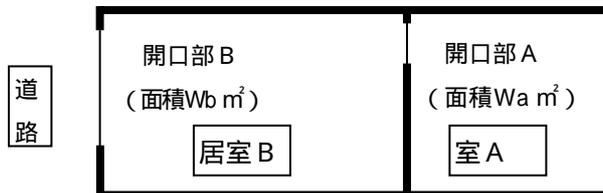
【例】

上記の措置により次の室 A を新たに住宅の居室とすることができるようになる。

【平面図】



【断面図】



$$W_a \quad S_a / 7 \quad \text{かつ} \quad W_b \cdot k \quad (S_a + S_b) / 7$$

(  $k$  : 開口部 B の採光補正係数 )

男女共同参画基本計画に関する専門調査会 質問事項

原 ひろ子 委員

(問) 漁家の女性が水産物加工や食堂経営などを兼業している例が多く見られるが、漁協や市町村を通じてアンケートをし、漁家の女性の実態を把握してもらえないか。

(答)

1 農林水産省大臣官房統計情報部が地方統計情報組織を通じ、平成14年11月中旬～15年1月中旬において、漁村女性が行っている漁業、水産物の加工・販売等の経済活動の取組事例の情報収集を行い、事例集を発行している。

収集した情報数 グループ63事例 個人12事例

2 水産庁においても、これらの起業的な取組を推進するとともに、漁家の女性の実態の把握等、データの充実を図る必要があることから、今後検討して参りたい。

(水産庁研究指導課作成)

(質問事項)

林業について女性の林業参画及び地域生活参画の実態について把握してもらえないか。

(答)

林業における女性の参画の実態については、我が国の林業就業者の6人に1人が女性となっています。女性は主に植栽、下刈り等の作業に従事しておりますが、近年は、高性能林業機械のオペレーターとして活躍している方もみられます。

また、森林組合における女性役員は全体の0.1%、総代への女性の選出は全体の1%となっているものの、女性職員や作業員は全体の20%前後となっています。

さらに、意欲的な森林所有者等で組織している林業研究グループについては、女性単独のグループ数が全体の9%、女性会員数は全体の13%となっております。女性林業研究グループの活動としては、森林に侵入した竹を活用しての竹炭・竹酢液づくりや自然の草木を生かした草木染めなどを行い、それらを特産品として地域のイベント、道の駅等で販売して副収入を得ているなどの例があります。

今後の女性の林業参画等の実態については、引き続き林業研究グループにおける女性のグループ数及び会員数の把握に努めるとともに、今年度から森林組合における男女別役員等の状況調査を毎年度行うこととしております。

## 林業における男女共同参画の現状

林業就業人口(平成12年)

(単位:千人)

就業人口	うち女性	女性の割合
67	12	17.2%

資料:総務省「国勢調査」

森林組合(平成13年3月31日現在)

	人数	うち女性	比率(%)
役員	17,912	17	0.1
総代	128,167	1,239	1.0
職員	8,378	2,190	26.1
作業員	29,592	4,865	16.4

資料:業務参考資料  
:H12年度森林組合統計

林業研究グループ(平成15年2月現在)

	林業研究 グループ総数	うち女性 グループ数	比率 (%)	会員 総数	女性 会員数	比率 (%)
平成15年 2月	1,760	226	13	34,304	5,304	15

資料:業務参考資料